

○交通機動隊運営要綱の制定について(通達)

平成元年10月19日

熊交機第1658号

交通機動隊に附置されていた、高速道路交通警察隊が所属として発足したことに伴い、交通機動隊の効率的な運用を図るため別添のとおり「交通機動隊運営要綱」を制定し、平成元年10月19日から実施することとしたので運用に誤りのないようにされたい。

なお、「交通機動隊運営要綱の制定について」(昭和58年7月25日付け熊交機第1107号、例規)は、廃止する。

別添

交通機動隊運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、熊本県警察交通機動隊（以下「交機隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 編成

交機隊の編成は、別表のとおりとし、本隊を熊本市に、分駐隊を八代郡氷川町及び上天草市に置く。

第3 任務

交機隊は、交通秩序維持の中核として、交通取締用自動二輪車（以下「白バイ」という。）、交通取締用四輪自動車（以下「交通パト」という。）等により県内道路における機動的交通指導取締り等を行い交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図るとともに、緊急配備、犯罪捜査の初動活動、警衛、警護、その他必要により特に命ぜられた任務に当たるものとする。

第4 活動区域

交機隊の活動区域は、県下全域とし、その活動路線は交機隊長（以下「隊長」という。）が別に定めるものとする。

第5 勤務制

交機隊の隊員の勤務制並びに週休日及び勤務時間の割振りについては、熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号）の定めるところによる。

第6 勤務の種別

- 1 交機隊の勤務の種別は、通常勤務及び特別勤務とする。
- 2 通常勤務は、活動計画に基づいて次の方法により行う勤務をいう。
 - (1) 機動警ら
定められた路線において白バイ、交通パト等による機動警ら、検問、駐留監視等を行う勤務
 - (2) 在所
隊内において書類作成、警戒、車両点検等に当たる勤務
- 3 特別勤務は、警衛、警護、重大な犯罪の発生、災害の発生等特別な事案、その他特命事務を行う勤務をいう。

第7 活動計画等の策定

隊長は、交機隊の活動の効率化を図るため、交通の実態に即した翌月の活動計画及び勤務計画を策定し、隊員に指示するものとする。

第8 派遣要請

- 1 警察本部の各課所隊校長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、交通指導取締り等のため隊員の出動を要請するときは派遣要請書（別記様式）により隊長に行うものとする。
- 2 隊長は、前記1の派遣要請を受けた場合で、必要があると認めるときは隊員を派遣するものとする。
- 3 前記1に規定する要請に基づき派遣された隊員は、派遣を要請した署長等の指揮を受けて勤務するものとする。

第9 署長等との連携活動

隊長は、交機隊の効率的な運営を図るため、署長等との連携活動を密接に行うものと
する。

第10 交通事故の措置

隊員は、交通事故を現認し、又は通報を受けたときは、直ちに負傷者の救護、現場保存、被疑者・参考人の確保、交通整理、交通規制等応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の発生地を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）又は高速道路交通警察隊長に通報して引き継ぐものとする。

第11 刑事事件の措置

- 1 隊員は、刑法犯及びその他の法令違反事件を現認し、又は通報を受けたときは、直ちに初動措置を講ずるとともに、速やかに所轄署長に通報し、必要に応じて当該署員の臨場を待ってこれに引き継ぐものとする。
- 2 交機隊が検挙した被疑者及び事件は、原則として検挙地を管轄する警察署に引き継がなければならない。ただし、指名手配被疑者については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第41条及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第8条により指名手配をした警察署に引き渡すものとする。
- 3 前記2の引き継ぐ場合は、被疑者引渡書・事件引継書（犯罪捜査規範第42条、第78条）により行うものとする。
- 4 交機隊が行う初動捜査の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 被疑者の搜索・逮捕
 - (2) 被疑者・参考人の確保
 - (3) 応急的な現場保存
 - (4) 負傷者がある場合の救護活動
 - (5) その他隊長が特に命じた初動捜査活動

第12 交通規制の実施及び報告

隊員は、道路交通法第6条に定める交通規制を実施する必要があるときは、速やかに隊長に報告のうえ、交通管制センター及び管轄警察署又は高速道路交通警察隊へ通報するとともに、必要な交通規制を実施しなければならない。

第13 会議

隊長は、幹部会議のほか必要に応じ隊員を招集し会議を開催するものとする。

第14 教養訓練

隊長は、隊員の資質向上を図るため、新隊員訓練、通常訓練及び特別訓練並びにその他必要な教養を行うものとする。

第15 勤務日誌

隊員は、勤務中の活動状況を勤務日誌に記載し、隊長に報告しなければならない。

第16 細目の制定

この要綱に定めるもののほか、交機隊の運営に関し必要な事項は、隊長が別に定めるものとする。

※ 別表・別記様式（略）